

## 出席停止の基準

	対象疾患	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病 ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリアおよび重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9に限る)、中東呼吸器症候群	治癒するまで

	対象疾患	潜伏期間	出席停止期間の基準
第二種	インフルエンザ	1~2	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	2~7	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	6~15	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん(はしか)	10~12	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたくふくかぜ)	14~24	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	14~21	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	11~20	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	5~6	主要症状の消退後2日を経過するまで
	結核 及び 隱膜炎菌性髄膜炎		感染のおそれがないと認めるまで

	対象疾患	出席停止期間の基準
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれないと認められるまで

※その他の感染症(感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症・伝染性紅斑(りんご病)など)は、群馬県では出席停止感染症に指定していません。【「出席停止扱い」にはなりません】